

集団投資スキームに係る諸規制について

金融審議会 委員 島崎憲明

- 集団投資スキーム、例えば一定のファンドについて、届出・登録、運用業者規制又これに付随する検査・監督といった規制は必要か。

集団投資スキームは、資金調達に着目すると、以下のように大別されると思われる。

- ①内々から資金を募るスキーム
- ②不特定多数から資金を募るスキーム

①の例

事業会社間で組成するジョイントベンチャー

LLP、映画製作委員会などの組員全員が業務に携わるスキーム

数名から成るファンド(投資クラブ等)

(また、企業結合、事業分離等を意図した信託も考えられる)

現在検討されている投資サービス法では、ファンドの届出・登録、運用業者規制が検討されているが、②不特定多数から資金を募るスキームに該当しない場合、こうした規制の要否について検討する必要があると思われる。

- 開示等(発行開示、継続開示)については時代の流れであるが、それは不特定多数から資金を募る場合の第三者に対する公正性の確保が目的であり、①内々のスキームと呼んで問題の無いと思われる私募のスキームやプロ間のスキームについては、投資サービス法による規制ではなく、むしろ、まず当事者の自治に、また有事には他の諸法制に任せるべきで金融イノベーション、エンフォースメントのコスト等の観点から投資サービス法のスコープとして妥当か検討する必要があると思われる。
- ①に関しては、投資サービス法による規制ではなく、むしろ、まず当事者の自治に、また有事には他の諸法制に任せるべきではと思われる。
自治の例として、不動産を投資対象とした集団投資スキームにおいては、その受託者(管理者)に対し、デューデリジエンスを行うといった場合も有る。

投資サービス法ではファンドに対する検査・監督も検討されていると思われるが、検査・監督は、登録・届出を行うがゆえ付随して想起されるものと思われ、①に該当する場合、上記の考え方からその必要性を検討するべきと思われる。

以上